

簡易ガス事業者に対する立入検査の実施状況について (平成26年度分)

平成28年3月29日

関東東北産業保安監督部東北支部 保安課

1. 立入検査の実施について

当支部では、簡易ガス事業者における法令の遵守状況及び自主保安体制の確立状況等を確認するため、毎年度、ガス事業法第47条第1項に基づく立入検査を実施しています。

立入検査対象事業者の選定は、次により行っています。

- (1) 前回検査から5年以上検査を実施していない事業者
- (2) 検査未実施地点群が多数の事業者
- (3) その他、保安上必要と認められる事業者

2. 立入検査の内容について

立入検査では、主に以下の項目について確認しています。

- (1) 技術基準の適合状況
- (2) 保安規程の遵守状況
- (3) ガス主任技術者の選任状況並びにガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督の職務状況
- (4) 使用前自主検査及び定期自主検査の実施状況
- (5) 消費機器の周知及び調査の実施状況
- (6) その他ガス事業法の保安に関する規定の遵守状況

3. 立入検査の結果について

平成26年度は、他工事及び自然劣化による導管漏えい等の事故の防止、災害時の通報対応体制、保安教育の実施状況、消費機器調査の実施状況等を重点確認項目とし、17事業者に対して立入検査を実施しました。

立入検査の結果、文書による指摘事項は、18件(11事業者)ありましたが、これらの指摘事項については、後日提出された改善報告書により改善状況を確認しました。

文書により改善を求めた指摘事項は次のとおりです。

平成26年度簡易ガス事業立入検査における改善指示事項

(1) 技術基準適合状況 (12件)

- 導管または灯外内管等の漏えい検査が十分でない。(一部未実施、検査実施間隔が不適切) (4件)
- 液化ガス容器の外面から第2種保安物件(住宅等)までの距離が十分でない。(2件)
- 静電気を除去する措置が講じられていない。(2件)
- ガス工作物を設置する室について、換気のための十分な面積を持った開口部が確保されていない。(1件)
- 集合装置の高圧ホースについて、交換期限を超過しているにもかかわらず交換していない。(1件)
- 供給するガスの圧力を記録し、保存していない。(1件)
- 供給するガスの成分を記録し、保存していない。(1件)

(2) 保安規程遵守状況 (3件)

- 保安に関する組織と業務分担の変更があつたにもかかわらず、保安規程の変更届出が行われていない。(1件)
- 保安記録について、保安規程で定める期間保管していない。(1件)
- 保安規程に定める巡視点検が適切に行われていない。(1件)

(3) ガス主任技術者選任状況並びにガス工作物の工事・維持及び運用に関する保安監督の職務状況 (0件)

(4) 使用前自主検査の実施状況 (0件)

(5) 消費機器の周知及び調査の実施状況 (3件)

- 消費機器調査を40月に1回以上の頻度で実施していない。(2件)
- 消費機器調査実施時に身分証明書を携行していない。(1件)

以上